

＜学校いじめ防止基本方針＞

鏡石町立第一小学校

福島県岩瀬郡鏡石町立第一小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となりえる行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを、すべての児童が認識し、いじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) 組織

校内にいじめ対策委員会を置く。

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任等で組織する。また、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長等を加え、外部の専門家や専門機関とも連携を図る。
- ・ 予防のための計画を立て、予防策の推進に当たる。
- ・ いじめが発生した場合は、対策を協議し、中心となって解決に当たる。

※ 長引きそうな場合は、いじめ撲滅チームを作り中心となって取り組む。ただし、基本的に全職員体制で集中的に観察し、関係職員が分担して情報収集に努める。

(2) いじめの予防

① 学校の対応方針の周知

ア いじめのとらえ方

○ いじめは人間として絶対にやってはならないこと

暴力やお金を脅し取ったりなどはもちろん、お金や物を貸してもらっても返さなかったり、プロレスごっこなどの遊びで同じ人がやられ役になったり、直接あるいは陰で悪口を言ったり、みんなで笑いやにしたり、からかったり、人の物を隠したり、壊したり、盗ったり、逆にわざとみんなで無視したりなど、人の嫌がることは絶対にしてはならない。（インターネットを通じて行われるものも含む。）

○ 被害者が、いじめと感じればいじめであること。

○ いじめを見て見ぬ振りも同じであること。

イ いじめへの対応

教員は、いじめられている側に立ち、徹底して守り通す。

特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩みぬいたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにすること（まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないこと）を、メッセージとして伝える。

いじめが完全に無くなるまで、いじめた側も反省し、いじめられた側も許すことで、もとのよい人間関係に戻るまで全職員が全力で解決に当たる。

ウ 周知

○ ア、イについて、年度初め（始業式）に全校生に対して校長から話をする。学校だより、ホームページなどで全保護者、地域に示す。

○ ア、イについて、年度初めの三日間に、各学年集会で各学年主任より児童に話をし、学年懇談会で保護者に話をするとともに、学年だよりも掲載する。各学級の学級開きで学級担任より児童に話をし、学級懇談会で保護者に話をするとともに、学級だよりも掲載する。

② 予防策

ア 各行事、学級、クラブ活動、放課後クラブ活動、児童会活動などの集団活動場面では、意図的、積極的によりよい人間関係づくりに努め、一人一人の居場所となっているか気を配る。

イ 特別の教科道徳を中心に、社会性、公正、公平な心、他人を思いやる心、命を大切にすることを育み、学校全体に正義をいきわたらせる。

ウ 給食は、おかわりなどで不公平にならないよう、年度初めに決まりを作っておく。

エ 一人一人の児童を大切にすること、よさを認め伸ばすことに努め、気にかけてもらっていると感じ、自信と誇りを持って生活できるようにする。

オ 授業力を高め、一人一人の児童が学力面で充実感・満足感が味わえるようにする。

よさを認め誉めること、小さなことを頼みお礼を言うことなどで心のつながりを作っておく。

カ 休み時間は、日替わりで、できるだけ学年フロアに教員の誰かがいるようにしておく。

キ 放課後は、児童だけで教室に残っている状況を作らせないように確実に教室を出す。

ク 放課後活動の際は、鞆等は目に見える場所に置かせ、下校時は、担当者が協力して速やかに下校させる。

ケ 居残り児童がいる場合は、児童だけの状況を作らないようにする。

コ 児童には、正直に言うこと、悪い時は素直に謝ることを習慣化させる。

サ SNS等の利用等、情報モラル教育を徹底するとともに、保護者への注意喚起、家庭での利用監督依頼を行う。

※ 教師の何気ない言動が児童に大きな影響力を持つことに十分留意し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするようなことがないように留意すること。

(3) いじめの早期発見

① 教員は、いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる問題であると認識し、常に危機意識を高く持って危険信号を一瞬でも見逃さないよう、児童を細かに観察しながら教育活動に当たる。

② 教師が児童の悩みを受け取るために、まず何よりも、全人格的な接し方を心がけ、日頃から児童との心のチャンネルを形成するなど深い信頼関係を築くことに努める。

養護教諭を生徒指導委員会のメンバーとし、常に情報交換しておく。

③ いじめは教員に分からないように死角で行われることを頭に置き、できるだけワンパターンな行動で死角を作らないよう気を付ける。死角となりやすい場所は、意識して誰かが通るようにしておく。

何か問題行動が発覚したら、別の問題も隠れていないか観察・調査する。

④ 学級担任は、5月、9月、2月、その他必要に応じて交友関係調査を実施し、人間関係の変化を把握できるようにする。

⑤ 5月（9月、2月）その他必要に応じて「友達調べ・いじめ調査」を実施する。調査用紙は、具体的な質問で、選択肢に○を付ける形で行う。

⑥ 欠席の連絡には、必ず担任がその日のうちに本人や保護者と話をし（電話でよい）、状況を把握する。何か、いつもと違うものを感じたら、関係職員と情報を共有し、異常がないか確認する。

⑦ 3日連続で欠席するようなら必ず家庭訪問を行い、状況を直接確認し感じ取る。

⑧ 家庭学習ノートや日記などで悩みを把握したり、観察で感じ取ったりした時は、声をかけてカウンセリングする。場合によっては、スクールカウンセラーにカウンセリングを依頼する。

(4) 早期発見のポイント

① 行動面

- ア 授業に意欲をなくし、集中がなくなってきた。
精気がなく、気持ちが沈んでいるように見える。
- イ 理由もないのに欠席、遅参、早退が多くなる。
- ウ 休み時間や放課後、一人ぼっちでいることが多い。
授業が始まってから、一人で教室に入ってくるようになった。
授業中に抜け出すことがある。授業のはじめに学習用具を片づけたりしている。
- エ 保健室に出入りすることが多くなる。用もないのに職員室前をうろうろする。
- オ 日記などに、不安や悩みなどを訴えている。
班長など責任ある仕事を突然やめたいなど言い出す。
- カ 教師を避けるようになる。
- キ グループから急に離れるなど交友関係が変化してくる。いつも遊んでいる子と遊ばない。
- ク よけられたり、給食の配膳を嫌がられたりしている。
- ケ 席が離されている。机や椅子が壊されたり、汚されたりしている。
清掃などで嫌な仕事をする人が多い。
推薦など、いつもふざけ半分に名前が上げられる。
- コ 教科書やカバン・ノート等にいたずらされている。カバン・靴などをよく隠される。
- サ 皆に囲まれている。グループでトイレなどから出てくる。
いつもおどおどしているように見える。常に人の言いなりになる。
プロレスごっこで一方的に技をかけられる。鬼ごっこのような遊びでいつも鬼役になっている。
- シ 何か言うと野次られたり、冷やかされたり、馬鹿にされたり、厳しく対応されることが多い。
正しい意見を述べても支持されなくなる。何かことが起きるとすぐに名前が上げられる。
ほめられると、ケチをつけられたり、はやされたりする。「クラスの恥」などと言われる。

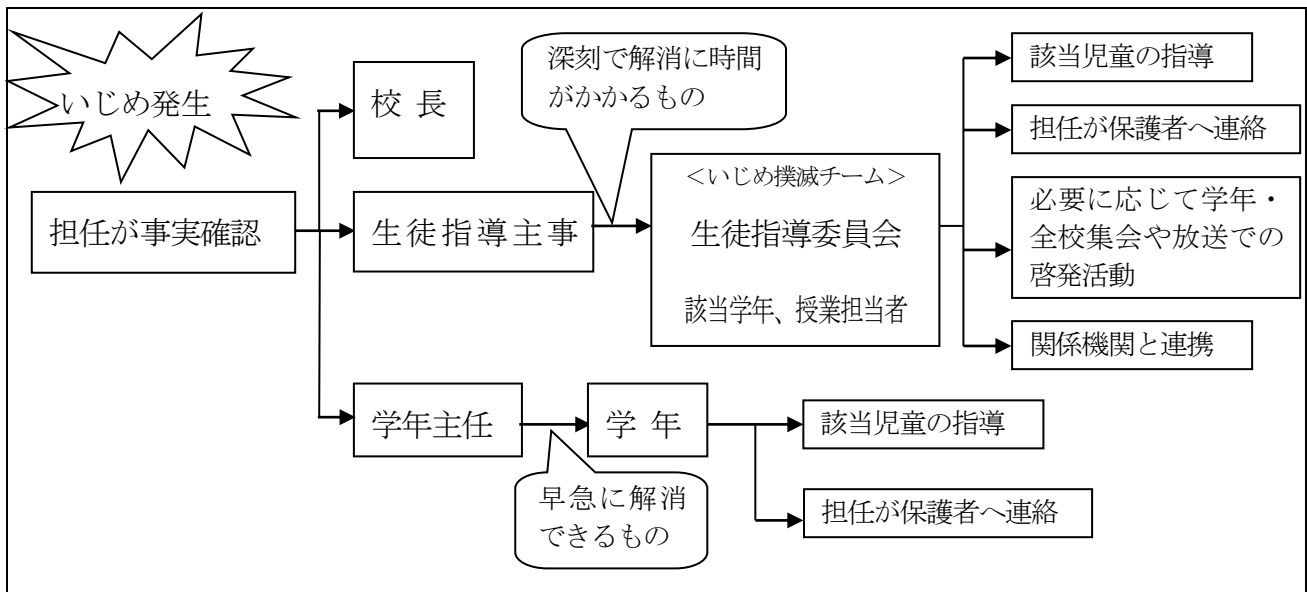
② 身体面

- ア 理由のはっきりしない打撲や傷あとがある。衣服に汚れがみられる。
- イ 人格が無視されるようなあだ名がつけられる。
- ウ 食欲がなくなったり、腹痛や吐き気、頭痛を訴えたりする。
- エ 刃物を持ち歩いたりする。

(5) いじめの早期対応

- ① 観察や調査、保護者からの相談などで、少しでもいじめの疑いがあったり、児童の何かをごまかすような取り繕うような行動など「何か変だな？」と思うことがあったりした時は、直ちに職員間で情報を共有し、関連情報を出し合うとともに生徒指導委員会を開き対策を立て、組織的に解決にあたる。必要に応じて「いじめ撲滅チーム」（生徒指導委員会と該当学年、関係教師で組織し、いじめ問題の解決に向けて対策を検討し、具体的に役割を分担しながら対応にあたる組織。）を立ち上げる。
- ② 特に児童や保護者から直接相談があった場合には、いじめられている児童・保護者の心に寄り添って耳を傾け、すぐに全校体制で調査にかかることを伝え、その日のうちに現在の状況と今後の対応を伝える。その後も、調査・対応の状況について毎日欠かさず連絡を取り、ある程度落ち着いた後も解決するまで連絡をとり続け、被害者側に安心感を与える。
- ③ 長引きそうな場合は、いじめ撲滅チームを作り、それが中心となって取り組むが、基本的に全職員体制で集中的に観察し、関係職員が分担して情報収集に努める。
- ④ 複数の児童からの聞き取りは個別に同時に行い、口裏を合わせられないように注意する。
- ⑤ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。（記録を大切に、憶測や思い込みに注意する。）
なお、把握した児童等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。
- ⑥ 被害者側に立ちつつ、加害者も反省を示して仲直りさせ、最終的には両者がわだかまりなく生活できるようになるまで見守り、指導を継続する。（完全解決の判断は校長が行う）
- ⑦ 学校のみで解決することに固執せず、学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教

育委員会に報告し、適切な連携を図る。



(6) 指導方法と手順

いじめられている児童・いじめている児童のそれぞれの立場を理解し、具体的方法を講じて解消に努める。

- ① まず、いじめられている児童の言い分を良く聞く。複数対応がよい。
 - ・ いじめられる側に立つというメッセージを必ず伝える。
 - ・ 記録を取り、最後に確認を忘れない。(いつ、どこで、だれに、どうされた、時系列で)
 - ② いじめた側から事実を確認する。複数対応がよい。
 - ・ 確認しながら、いじめは犯罪なのだ (いじめ防止対策推進法第4条) というメッセージを伝える。同時に、反省して謝罪の意を示し仲直りすること、二度と繰り返さないことが大切であることを理解させる。
 - ・ 記録を取り、最後に確認をする。
 - ③ 周辺から事実を正確に確認する。
特に周辺から客観的かつ詳細な情報を迅速に収集し、事実関係をより明確にして指導に当たる。
 - ④ いじめられている児童、いじめている児童に事実を確認する。憶測は挟まない。細かい部分で意見が食い違った場合は、食い違った部分を確認しておくだけに留め、いじめの事実の根本部分が確認できればよい。後に、第三者からの情報で明らかにしていき、自分の意見にこだわりたい背景をくみ取りながら指導を進めていく。
 - ⑤ いじめの事実が確認できたところで、双方の保護者に事実を伝える。意見が食い違っているところもそのまま伝えるが、まず、いじめの事実から、第1段階の和解を促す。スピードを大切にす。
 - ⑥ いじめを受けている児童に対する指導
 - ・ いじめから守る教師の姿勢を前面に出して対応する。
 - ・ 仕返しを恐れず相談する勇気を持たせる。
 - ・ 解決に向けての方法を共に考える。
 - ・ いじめがなくなることはもちろん、相手の反省も認め、最後はわだかまりなくよりよい集団の一人として共に生活できるようになるまで見守り、指導を継続する。
- ※ いじめられている児童には、解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席も考える。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫する。
- ※ いじめられている児童又はいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらに最悪の場合は、学級替えを行うことも考える。また、必要に応じて児童の立場に立った弾力的な学級編制替えも考える。
- ※ いじめられている児童には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏ま

えて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する。この場合、いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる児童の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

⑦ いじめている児童に対する指導

- ・ いじめは卑劣で許されないことに気づかせる。
 - ・ いじめの原因を明らかにする。
 - ・ いじめられている側に身を置き替えて考えさせる。
 - ・ 望ましい人間のあり方を考えさせる。
 - ・ 失敗を反省し、二度と同じ過ちを繰り返さず、挽回してよりよい人間関係を築く意欲と態度を育て、完全解決まで見守り、指導を継続する。
- ※ 場合によっては、いじめを行う児童に対して、一定期間、校内においてほかの児童と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導する。
- ※ さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求めたりするなど、厳しい対応策をとる。

特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童については、警察と積極的に連携していく。

⑧ 集団、学級への指導

- ・ いじめの存在を絶対許してはならないこと、いじめられた側はもちろん、傍観者もいじめた側も大人も関係者全員が心に深い傷を負うことを理解させる。
- ・ 場合によっては、「自殺」に発展する危険性にも触れながら指導する。
- ・ 人間の生き方・あり方を指導する。
- ・ 最後は、被害者も加害者も傍観者も皆がわだかまりなく生活し、かつよりよい集団となるよう努力していくことが大切であることを理解させ、よりよい集団作りへの意欲と態度を育てる。

⑨ いじめを受けている児童の親への対応（スピードを大切にす）

- ・ いじめの事実、指導の経過等について**毎日**説明を続け、理解と協力を得る。**落ち着いてからも**、完全解決までは、**定期的に**連絡を欠かさない。
- ・ 家庭でも子どもを積極的に支えていただけるよう依頼し、連携を強化する。

⑩ いじめている児童の親への対応

- ・ いじめ問題の深刻さ、完全解決までの大変さを理解してもらう。
- ・ 大きな問題ではあるが、犯罪者扱いするのではなく、反省して仲直りし、二度と繰り返さない人間となること、元の好ましい人間関係に戻ることが最終目標であることを理解してもらう。
- ・ 問題解決に配慮してくれるよう協力を依頼する。
- ・ 人間の生き方・あり方について指導を依頼する。
- ・ 完全解決まで、心を支えていただくよう協力を依頼する。

⑪ 完全解決の判断は校長が行う。

(7) 年間計画（再掲）

- 4 月 学校の方針の周知 始業式（校長）、学級指導（担任）、学年指導（主任）
清掃や給食の決まりの周知、第1回いじめ対策委員会（方針、計画の確認）、困りごと調べ
- 5 月 友達調べ①（いじめ調査）
- 6 月 放課後クラブの下校状況調査、1学期の反省、（困りごと調べ）
- 9 月 友達調べ②（いじめ調査）
- 10月 （困りごと調べ）
- 11月 教育相談
- 12月 2学期の反省
- 2 月 友達調べ③（いじめ調査）
- 3 月 3学期および年間の反省、（困りごと調べ）

(8) 重大事態への対応

① 重大事態の判断

ア いじめにより在籍児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより在籍児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

② 重大事態の報告

①の事態が認められた場合は、直ちに町教育委員会に報告する。

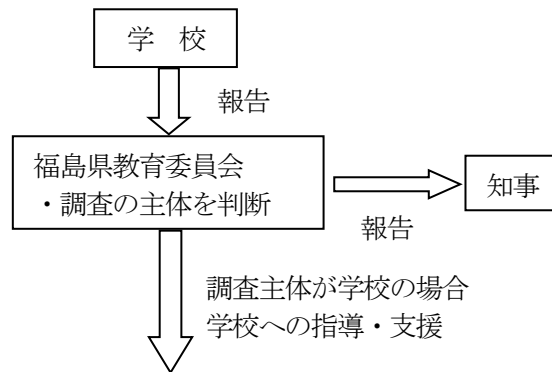
③ 調査

①の事態が認められた場合は、教育委員会と相談しながら、直ちにいじめの事実について詳細に調査し、その都度教育委員会に報告する。

必要に応じて、適切な調査委員会を組織する。

④ 指導等

教育委員会と相談しながら、上記（6）に従って、指導等を進め、その都度教育委員会に報告する。



調査組織による調査

【調査組織】

「いじめ対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える。

- 1 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた児童及び保護者への情報提供
 - ・教育委員会への報告
- 2 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・被害児童及び保護者への支援
 - ・加害児童及び保護者への指導・助言
 - ・いじめがあった集団への働きかけ
 - ・上記に必要な関係機関等との連携